

あきる野市総合計画・後期基本計画を策定しました

あきる野市総合計画・後期基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像「人と緑の新創造都市」の実現に向けて、施策の基本的な方向性を示す計画です。このたび平成26年度から平成32年度までの7か年の後期基本計画を策定しました。

あきる野市教育基本計画(第2次計画)を策定しました

市教育委員会では、教育基本法に定める教育振興基本計画として、また、あきる野市総合計画の教育分野を担うものとして、平成26年度から平成32年度までの7年間を計画期間とした「あきる野市教育基本計画(第2次計画)」を策定しました。

計画の概要 教育目標である「人が育ち、人が輝く、あきる野の教育」の実現を目指し、4つの基本方針に基づき、7つの取組目標を定め、その下に22の基本施策を設けています。基本施策のうち、次の6つの施策を重点施策として取り組みます。

- 「人が育ち、人が輝く、あきる野の教育」の実現を目指し、4つの基本方針に基づき、7つの取組目標を定め、その下に22の基本施策を設けています。基本施策のうち、次の6つの施策を重点施策として取り組みます。
- いじめ不登校ゼロへの挑戦
- 学力向上対策の強化
- 特別支援教育の推進
- 生涯学習活動の推進
- スポーツの推進
- 青少年の健全育成の推進
- なお、本計画は、学校関係者、社会教育関係者、保護者と

あきる野市安全・安心まちづくりに関する覚書を締結しました



市は、福生警察署と五日市警察署との連携を高揚し、市民生活の安全と安心を確保するために、あきる野市と両警察署との協力体制を「あきる野市安全・安心まちづくりに関する覚書」を締結しました。

問合せ 地域防災課防災安全係

政策課、市内各図書館市ホームページにも掲載しています。
問合せ 企画政策課(直通58・1261)

市職員で構成するあきる野市教育基本計画(第2次計画)策定検討委員会での検討・協議を経て作成した計画(案)を基にパブリックコメントを実施し、ご意見を踏まえて策定しました。

閲覧場所 情報公開コーナー(市役所4階)、教育総務課、各図書館
市ホームページにも掲載しています。

提出された意見の概要とそれに対する教育委員会の考え方は4月30日(水)まで閲覧できます。
問合せ 教育総務課教育総務係(直通558・2406)

高齢者はつらつセンターの運営を民間委託します
秋川地区の高齢者はつらつセンターは、これまで市が直営で運営していましたが、高齢化率が25%を超える中で、センターが果たす役割がますます重要になっていくことから、専門性や機動力の向上、きめ細かな対応をしていくため、運営を民間業者に委託します。

特別児童扶養手当・児童扶養手当の改定のお知らせ
特別児童扶養手当(20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している方が対象)と児童扶養手当(児童を養育しているひとり親家庭の母か父などが対象)の額が4月分から次のとおり変更になります。

- 特別児童扶養手当
 - 1級:平成26年4月分から月額4万9900円(平成26年3月分まで5万5000円)
 - 2級:平成26年4月分から月額3万3230円(平成26年3月分まで3万3330円)
- 児童扶養手当
 - 全部支給:平成26年4月分から月額4万1020円(平成26年3月分まで4万1140円)
 - 一部支給:平成26年4月分から月額4万1010円(平成26年3月分まで1万4960円)

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的祝福手当の額が4月分から次のとおり変更になります。

- 特別障害者手当 平成26年4月分から月額2万6千円(平成26年3月分まで2万6080円)
- 障害児福祉手当 平成26年4月分から月額1万4140円(平成26年3月分まで1万4180円)
- 経過的祝福手当 平成26年4月分から月額1万4140円(平成26年3月分まで1万4042円)

健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーなどが中心となり、高齢者の介護予防事業やケアマネジメントを行うほか、高齢者や家族に対する総合的な相談支援、高齢者に対する虐待の防止や早期発見等の権利擁護事業、地域のネットワークづくりやケアマネージャーへの支援などを行っています。

これに伴い、市役所内に設置していた「高齢者はつらつセンター」を次の場所に移転し、業務運営します。
市の高齢者支援課高齢者支援係では、各はつらつセンターのサービスの向上と標準化を図るための管理・支援を行います。

なお、市役所高齢者支援係窓口でも相談を受け付けます。
はつらつセンター(地域包括支援センター)とは、住み慣れた場所できいきと安心して暮らしていけるように、保

80円(平成26年3月分まで4万1130円)→9710円)
問合せ 子育て支援課子育て支援係

特別障害者手当・障害児福祉手当、経過的祝福手当の額が4月分から次のとおり変更になります。

- 特別障害者手当 平成26年4月分から月額2万6千円(平成26年3月分まで2万6080円)
- 障害児福祉手当 平成26年4月分から月額1万4140円(平成26年3月分まで1万4180円)
- 経過的祝福手当 平成26年4月分から月額1万4140円(平成26年3月分まで1万4042円)

「東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)」の施行により、平成26年度から平成35年度まで、市民税と都民税の均等割額は、それぞれ、これまでの金額に500円を加算した金額となります。

均等割額

平成26年度の国民年金保険料は月額1万5250円です
保険料は、急速な少子高齢化に対応し制度の安定を図るため、平成29年度までの間、年度ごとに引き上げられます。

平成26年度の国民年金保険料は月額1万5250円です
国民年金保険料の納付は、便利な口座振替をご利用ください。納付書に「国民年金保険料口座振替納付申出書」が同封されていますので、預貯金口座がある金融機関(郵便局含む)が年金事務所に申し込んでください。

平成26年度の国民年金保険料は月額1万5250円です
平成26年度の国民年金保険料は、平成25年度に比べて210円引き上げられ、月額1万5250円となります。

平成26年度の国民年金保険料は月額1万5250円です
平成26年度の国民年金保険料は、平成25年度に比べて210円引き上げられ、月額1万5250円となります。

日市地区)：五日市411(五日市出張所1階)、569・8108
市民税：3千円 3500円
都民税：千円 1500円
問合せ 課税課市民税係

消費税率の引き上げに伴う下水道料金の改定について

平成26年4月1日から消費税率と地方消費税率が引き上げられることに伴い、下水道使用料に含まれている消費税相当額を5割から8割へ改定します。改定後の下水道料金は、6月分から適用になります。快適で暮らしやすいまちをつくる下水道事業について、ご理解と協力をお願いいたします。

平成26年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧
固定資産税は、1月1日現在、市内に土地・家屋と事業用償却資産を所有している方に課税されます。

課税の内容については他の固定資産と比較できる土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧(期間限定、無料)と、課税の内容を確認できる固定資産課税台帳の閲覧(期間中は無料)ができます。

平成26年度の国民年金保険料は月額1万5250円です
平成26年度の国民年金保険料は、平成25年度に比べて210円引き上げられ、月額1万5250円となります。

平成26年4月1日から消費税率と地方消費税率が引き上げられることに伴い、下水道使用料に含まれている消費税相当額を5割から8割へ改定します。改定後の下水道料金は、6月分から適用になります。快適で暮らしやすいまちをつくる下水道事業について、ご理解と協力をお願いいたします。

均等割額

平成26年度の国民年金保険料は月額1万5250円です
平成26年度の国民年金保険料は、平成25年度に比べて210円引き上げられ、月額1万5250円となります。

平成26年度の国民年金保険料は月額1万5250円です
平成26年度の国民年金保険料は、平成25年度に比べて210円引き上げられ、月額1万5250円となります。

平成26年度の国民年金保険料は月額1万5250円です
平成26年度の国民年金保険料は、平成25年度に比べて210円引き上げられ、月額1万5250円となります。

平成26年度の国民年金保険料は月額1万5250円です
平成26年度の国民年金保険料は、平成25年度に比べて210円引き上げられ、月額1万5250円となります。